

岐阜県公報

号外 (3) 令和元年十一月十三日

四 次

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

正する規則

訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(入 事 課) 二

(同) 二

(生活安全総務課) 一

ページ

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則
令和元年十一月十三日

岐阜県公安委員会
委員長 林 正子

岐阜県公安委員会規則第十号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則(平成二十五年岐阜県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(心身の故障により使用済金属類取引業者の業務を適正に実施することができない者)

第四条の二 条例第四条第七号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により使用済金属類取引業者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第五条第三項第一号口中「第八号」を「第九号」に改め、同号ハを次のよつて改める。
ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない他の市町村(特別区を含む)の長の証明書

第五条第三項第一号ハ中「第八号及び第九号」を「第九号及び第十号」に改める。

別記第一号様式及び別記第四号様式

西暦	昭和	平成	年	月
1	2	3		

日	性別	男	女	年	月
		1	2	年	月
1	2	3	4		

西暦	昭和	平成	令和	年	月
1	2	3	4	年	月

日	性別	男	女
		1	2

」

附 則

「Jの規則は、令和元年十一月十四日から施行する。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を「J」と公布す
る。

「Jの規則は、令和元年十一月十四日から施行する。

岐阜県公安委員会規則第十一号

令和元年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

府中一般
各現地機関

三 令 田

岐阜県訓令甲第十一号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和元年十一月十四日

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のとおり改正する。

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を改正する。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（「J」という者）
第六号）の一項を次のとおり改正する。

(心身の故障)による風俗案内業の業務を適正に実施することができない者)

第一条の二 条例第五条第五号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害によつ
風俗案内業の業務を適正に実施するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切
に行ひ、「J」ができない者とする。

第二条第二項第一号「第六号」を「第七号」に改め、同号を次のとおり改める。
水 破産手続開始の決定を取扱い復権を得た者に該当しない旨の申立て（特別区
をおねむ）の書類の証明書

第二条第二項第一号「第六号」を「第六号」に改める。

第四条の次に次の二条を加える。

(心身の故障による管理者の業務を適正に実施する「J」ができない者)

第四条の二 条例第八条第一項第四号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害
による管理者の業務を適正に実施するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適
正に行ひ、「J」ができない者とする。

「Jの規則は、令和元年十一月十四日から施行する。

附 則

別表第三薬務水道課の表九の項部長専決事項の欄第一号中「第八条第三項の」を「第
八条第一項の規定による」に改め、同欄第一号中「第八条第六項及び第十一项」を「第
八条第五項及び第十一項」に改め、同欄第二号中「第八条第七項の規定による」を「第
八条第六項において」に改め、「第十五条第一項及び第三項の」の下に「規定による」
を加え、同欄第四号中「第八条第九項の」を「第八条第八項の規定による」に改め、同

欄第五号中「第八条第十三項の」を「第八条第十二項の規定による」に改め、同欄第六号中「第八条第十六項の」を「第八条第十五項の規定による」に改める。

附 則

「」の訓令は、令和元年十一月十四日から施行する。

令和元年十二月十三日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社